

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ)第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
 - (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } がこの規定に
{ (ニ) 取得 }

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因(移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

甲 府 市 長